

# 森づくりを行う市民活動を支援します

森林整備活動を行う市民団体や市民を対象とした森林・林業体験活動を行う市民団体へ、活動経費の一部を助成します。  
(市民協働森づくり支援事業)

私たちの住む広島市は、約67%を森林が占め、緑豊かな生活環境を形成しています。この貴重な森林を守り育て、健全な状態で22世紀の市民へ引き継いでいくことが私たちの使命です。そこで、広島県が導入している「ひろしまの森づくり県民税」の財源を活用して、里山林整備活動を行う団体や、市民へ森林環境教育の実体験の提供を目的とした森林・林業体験活動を行う市民団体への助成を行います。

## 対象となる団体

- (1) 営利を目的としない市民団体、NPO法人、森林ボランティア団体
- (2) 企業（活動自体が営利を目的としない活動であることが条件です。）



## 対象となる活動

### (1) 団体自らが行う森林整備活動への助成

- ① 本市内で行う里山林等の森林整備活動が対象となります。
- ② ①の里山林等の森林整備活動とは、市民団体・企業等が行う植栽、下刈、除伐、枝打、間伐等の森林整備活動及び整備と併せて行う木材の搬出、炭焼き、しいたけ原木栽培、薪生産等の資源利用活動です。

### (2) 市民を対象とした森林・林業体験活動への助成

- ① 本市内で行う社会貢献活動として行う森林環境教育の推進を目的とした森林・林業体験活動が対象となります。
- ② ①の森林・林業体験活動とは、自然観察会、林業体験（植樹、下刈、枝打ち、間伐、炭焼き、しいたけ栽培等）、野鳥観察会など野外において環境教育を目的とした森林・林業の実体験を参加者に提供する活動です。
- ③ 市民から参加者を募集するなど、不特定の市民を対象とした活動が対象となります。

## 助成の内容

区分	内容	助成率及び金額
(1)	下記の経費のみに助成をする場合 ・活動に必要な資材（苗木、肥料、階段用丸太等）の購入経費 ・申請団体の構成員を対象とする市民活動保険の補償の対象とならない損害保険及び賠償責任保険への加入経費	10/10以内 (助成の上限：20万円)
(2)	(1)の経費に加えて下記の経費に助成をする場合（人件費、食糧費、団体運営費を除く） ・活動に必要な道具（ノコ・カマ・ナタ等）の購入経費 ・活動に必要な機械の購入、借上げ及び修繕に要する経費 ・活動に必要な施設（施業路、炭焼窯等）の設置に要する経費 ・申請団体の構成員以外の参加者及び講師の保険料 ・講師への謝礼金など活動に必要な経費	1/2以内 (助成の上限：20万円)

## 申請にあたっての留意事項

- (1) 各団体4月～3月の1年間で1回のみ申請が可能です。
- (2) 市民活動保険の対象とならない活動とは、チェーンソーによる伐採や高所での枝打ち作業などになります。  
(詳しくは、市民局市民活動推進課（電話 082-504-2113）御確認ください)
- (3) 活動に要する経費を対象とし、団体の運営に要する経費（会報の発行、定例会の開催経費など）は対象となりません。

## 補 足

内容	説明
資材の定義	資材とは、活動場所においてのみ使用し、申請団体の会員以外の市民が継続的に利活用するために使用するものに限ります。 (苗木、肥料、支柱、土のう袋、階段用丸太、鳥獣害防除用ネットなど)
施設等の設置定義	施設等の設置とは、活動に必要な施設等の設置に限ります。 (参加者が安全に歩行するために設置する施業路、炭焼きに必要な炭焼窯など)
活動に必要な経費	講師への謝礼金など、活動の実施に必要な経費が対象となります。

## 手 続 き

- (1) 助成を受けたい事業の内容について、事前にお問い合わせください。
- (2) 所定の様式に必要事項を記入のうえ、農林整備課へ提出してください。
- (3) 農林整備課において、事業内容の審査を行い、適正と認めた場合に交付決定を行います。
- (4) 事業完了後、検査を行い、適正と認めた場合に補助金を交付します。

## 補助金申請先

### 活動を実施する地域の区役所担当課

中区地域起こし推進課	Tel 082-504-2820
東区地域起こし推進課	Tel 082-568-7704
南区地域起こし推進課	Tel 082-250-8935
西区地域起こし推進課	Tel 082-532-0927
安佐南区農林課	Tel 082-831-4950
安佐北区農林課	Tel 082-819-3932
安芸区農林課	Tel 082-821-4946
佐伯区農林課	Tel 082-943-9767



内容で不明な点等ありましたら、  
遠慮なくお問い合わせください。



広島市役所 経済観光局農林水産部農林整備課  
(〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34)  
Tel 082-504-2249 (ダイヤルイン)  
Fax 082-504-2259  
E-mail [nourin@city.hiroshima.lg.jp](mailto:nourin@city.hiroshima.lg.jp)